

経済構造を機動的に把握するための統計整備  
について（グローバル経済・デジタル経済）

令和 4 年 8 月 18 日  
総務省統計委員会担当室

## 調査研究の紹介

(令和3年度の総務省統計委員会担当室の調査研究)

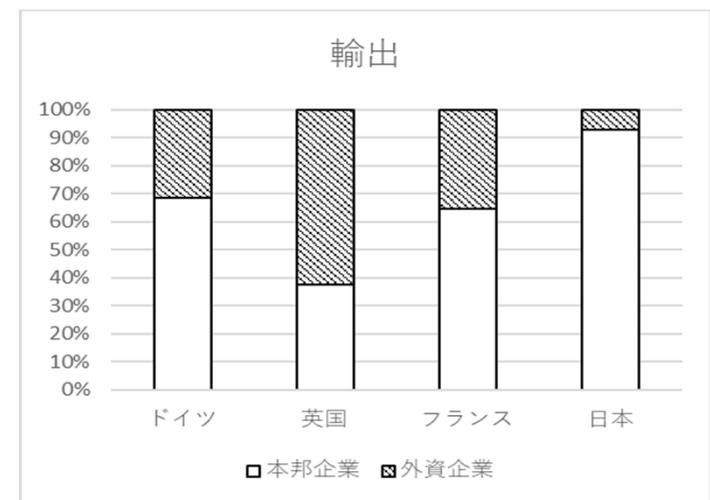
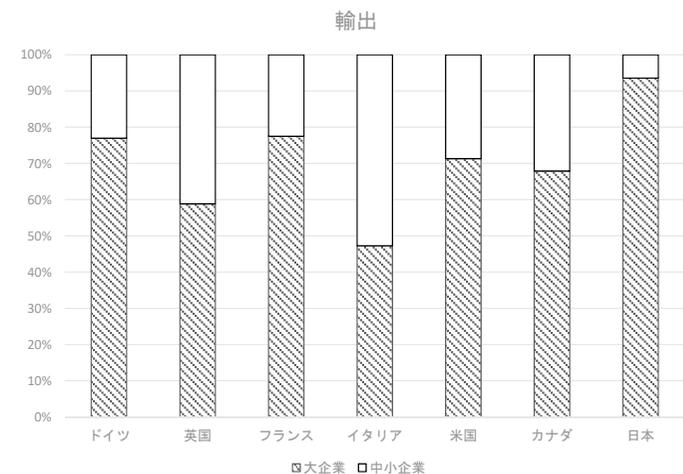
「公的統計の国際比較可能性に関する調査研究」を実施

- 第1回WG（7月22日）で、OECDのデータベース（OECD.Stat）への掲載状況を整理
- 第3回WG（8月18日）では、
  1. グローバル経済に関する統計
  2. デジタル経済に関する統計（電子商取引に係るものを含む。）の国際的な整備の状況と日本の対応を紹介

# 1. グローバル経済について

## (1) 企業特性別貿易統計の有用性

- 企業特性別貿易統計とは、「何を」ではなく、「どのような企業が」輸出入を行っているかを示すもの。
- 企業活動基本調査のミクロデータを用いて試算すると、日本について、大企業の輸出割合が大きい、外資企業の輸出割合が小さい、といった特徴が分かる（右図、2017年データ）。
- ただ、我が国では、公的統計としては整備されておらず、OECDに対し報告を行っていない。



(出所) 萩野覚 (2022) 「グローバル化の統計的把握」

## 企業特性格別貿易統計の整備に向けた課題

- 企業特性格別貿易統計は、一般に、統計ビジネスレジスター内に格納されている法的単位IDと貿易レジスター内の貿易者IDとを対応づけ、両レジスターを接続することにより作成。
- 統計委員会担当室の2021年度委託業務としてエム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社が取りまとめた『公的統計の国際比較可能性に関する調査研究（経済統計編）報告書』によると、「法人番号を介して、税関ミクロデータを事業所母集団データベースと接続することにより、新たな統計調査を実施せずとも、企業特性格別貿易統計が整備できるものと期待される」とされているが、収録情報の接続の可能性を検証した上で、行政手続への影響や個別企業の情報の秘匿といった観点を含め、その作成可能性を検証・検討する必要がある。

(参考) 財務省は、2021年より、輸出入申告等に基づき税関が保有する輸出入申告データを、財務省の政策の検討に資するための学術研究に活用するための取組を開始。

## (2) 多国籍企業統計整備の必要性

- ▶ 多国籍企業の海外子会社等の活動を表す統計として、海外関連企業統計（Foreign Affiliates Statistics、以下FATS）があり、対内（Inward FATS）と対外（Outward FATS）に区分される。
- ▶ OECDは、多国籍企業統計（Activity of Multinational Enterprises、以下AMNE）を産業別・投資国別に整備。
- ▶ 我が国は、対内活動、対外活動のいずれについても、「研究開発従業者数」、「グループ企業内の財・サービスの輸出入額」が未掲載。また、サービス業の部分について、ISICの2桁分類まで掲載されていない。

AMNE DBの項目	FATSマニュアル (EUROSTAT)	日本のデータの掲載状況	
		対内活動	対外活動
企業数	○	○	○
従業者数	○	○	○
売上高	○	○	○
雇用者数	○	×	×
生産価値額（対内活動のみ）	○	×	—
付加価値額（要素所得）	○	×	×
人件費	○	×	○
総投資額（有形資産）	○	○	○
総営業余剰	○	○	○
財・サービスの輸出額	○	○	○
財・サービスの輸入額	○	○	○
グループ企業内の財・サービスの輸出額	○	×	×
グループ企業内の財・サービスの輸入額	○	×	×
企業内研究開発支出額	○	○	○
研究開発従業者数	○	×	×
技術的な支払（対内活動のみ）	×	×	—
技術的な受取（対内活動のみ）	×	○	—

## 日本のFATS統計の課題

(A) 外資系企業動向調査：Inward FATSを把握する調査。OECDのAMNEのデータソースにもなっていたが、2020年調査をもって中止された。

(B) 海外事業活動基本調査：Outward FATSを把握する調査。①回収率が70%程度に止ること、②金融・保険業、不動産業が含まれないこと、③対象となる範囲に支配基準（注）を導入すること、が課題。

⇒「東洋経済」の海外進出企業・外資系企業データ等、民間にも有用なデータが存在するため、公的統計での活用も考えられるか。なお、RIETIは、「我が国企業の海外進出データベースの提供」に係る公募を行っており、民間データに依存する方向。

（注）EUROSTATのFATSマニュアルでは、直接的・間接的に過半数の株式を保有することが基準とされているが、日本の海外事業活動基本調査では、（筆頭出資者の）出資比率が10%以上であることが基準とされている。

(C) 国際収支統計の再投資収益に関する報告書「本邦にある会社等の内部留保等に関する報告書」及び「外国法人の内部留保等に関する報告書」：Inward、Outwardについて、内部留保を把握しているが、売上等は調査していない。なお、大企業について四半期ベースで調査することが課題であるが、その場合、海外現地法人四半期調査との役割分担が検討課題。

## 経済センサス等の利用可能性

(D) 経済センサス-活動調査：会社を対象に外国資本比率を調査しており、Inward FATSの基礎データとなり得るが、5年に一度しか把握できない。

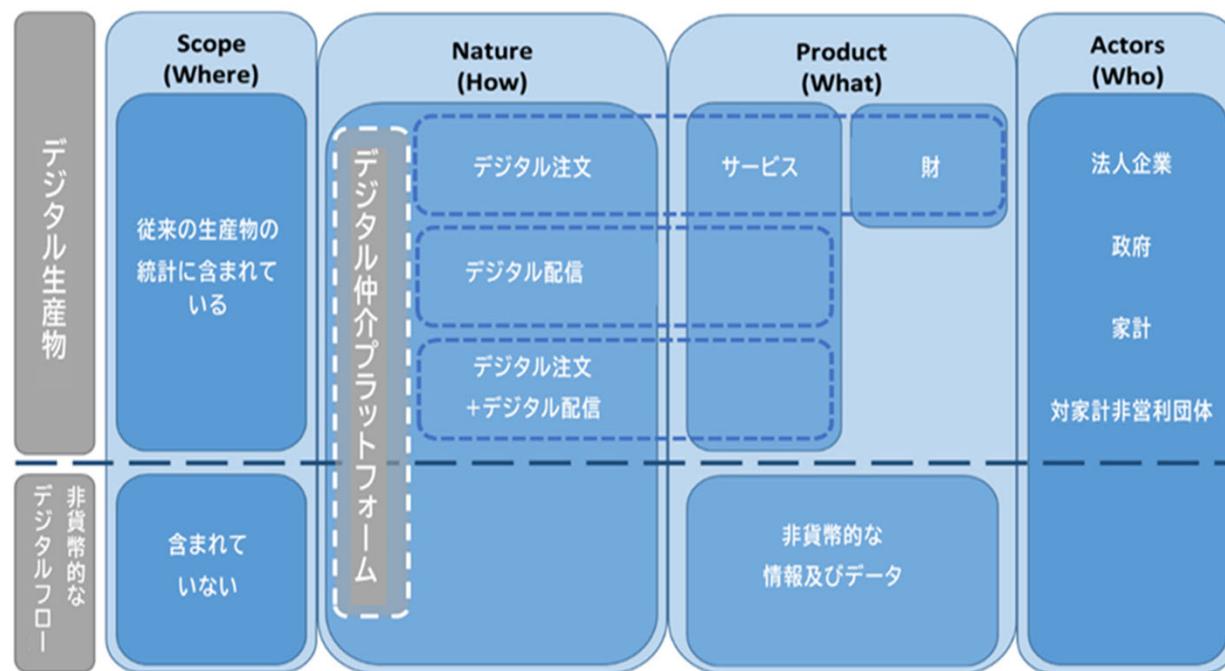
(E) 経済構造実態調査：現状では、多国籍企業活動を把握できるような項目はない。

(F) 企業活動基本調査：親会社の状況（外資企業かどうか）が調査されており、Inward FATSの基礎データとなり得る。また、子会社・関連会社の状況（海外子会社等の保有の有無）が調査されており、（B）海外事業活動基本調査のカバレッジ拡大に利用可能。

## 2. デジタル経済について

### (1) デジタルSUTを利用した統計整備状況の把握

- OECDでは、図のようなデジタルSUTの概念的なフレームワークが提案された。
- この枠組みを利用することは、デジタル経済について、日本の統計整備状況を把握するのに有用。



Source: OECD

内閣府は、デジタルSUTを公表した（右表）が、以下のデータが不足しているとしており、今後の統計整備の課題として検討すべき。

- 電子商取引の割合
- 生産物におけるデジタル注文の詳細な区分
- 供給表の列（産業）の内訳としてのDigitally Deliveredの区分
- 課金型とデータ・広告収入型のデジタル・プラットフォーム産業の生産
- 「仲介プラットフォームに依存する企業」の生産
- 「E-テイラー」に属する卸売業の生産
- 「その他のデジタル専業生産者」の生産
- 電子商取引における運賃やマージン（対面取引との相違の有無）

産業別中間投入と粗付加価値（2018年使用表より）

（単位：10億円）

	デジタル基盤産業・製造業	デジタル基盤産業・サービス業	デジタル仲介プラットフォーム（課金型）	仲介プラットフォーム及び自社サイトからの注文に依存する企業	E-テイラー	デジタル専業金融・保険業	非デジタル産業
中間投入計	12,276	16,431	3,290	6,774	932	269	457,629
固定資本減耗	5,104	4,560	212	1,331	68	49	112,133
生産・輸入品に課される税（控除）補助金	712	1,585	175	838	77	12	36,701
雇用者報酬	4,456	9,880	795	4,689	402	232	263,126
営業余剰・混合所得（純）	-1,700	5,982	169	1,605	35	149	91,696
付加価値合計	8,571	22,007	1,351	8,463	583	442	503,656
産出額	20,848	38,438	4,642	15,237	1,515	711	961,285

中間投入計	0.589	0.427	0.709	0.445	0.615	0.378	0.476
固定資本減耗	0.245	0.119	0.046	0.087	0.045	0.069	0.117
生産・輸入品に課される税（控除）補助金	0.034	0.041	0.038	0.055	0.051	0.017	0.038
雇用者報酬	0.214	0.257	0.171	0.308	0.265	0.326	0.274
営業余剰・混合所得（純）	-0.082	0.156	0.036	0.105	0.023	0.209	0.095
付加価値合計	0.411	0.573	0.291	0.555	0.385	0.622	0.524
産出額	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000

（注）下表は、上表の数値を産出額で除した値を示している。

（出所）内閣府（2022）「デジタル（供給・使用表）、デジタルSUT（供給・使用表）2015、2018年表の推計について

## (2) 電子商取引に関する調査

- 電子商取引は、需要側（利用者側）、供給側（企業側）、双方から把握可能。

（注）電子商取引とは、商品又はサービスの販売又は購入で、受信又は送信するために特別に設計された方法によるコンピュータ・ネットワークを経由して行われるもの。商品又はサービスの注文は、それらの方法で行われ、代金の支払や商品又はサービスの最終的な引渡しは、オンラインである必要はない。電子商取引は、企業間、家庭間、個人間、政府間及びその他の公的又は私的な組織間で行われる。電子商取引には、ウェブ、エクストラネット又は電子データ交換で行われる注文も含まれる。一方、電話、ファックス、手入力の電子メールによる注文は、除外される。

- 需要側（利用者側）の調査は、インターネットの利用状況などを調べている調査の一環として、電子商取引についても調査。
- 供給側（企業側）の調査では、電子商取引を行っている企業及び電子商取引の売上（売上全体に占める割合）を調査。

## 需要側の調査

- カナダでは、電子商取引について、カナダインターネット利用調査（Canadian Internet Use Survey）において調べている。この調査は、（世帯ではなく）個人を対象としている。また、電子商取引で購入した商品・サービスの種類ごとの金額も把握している。
- EUでは、電子商取引の状況を、需要側の調査「Community survey on ICT usage in households and by individuals」において調べている。この調査では、オンラインで購入を行った個人を把握し、購入した商品・サービスの種類についても調べている。集計される統計としては、商品・サービスの種類ごとの購入した者の割合が公表されている。

## 需要側の調査（日本）

- 日本では、需要側の調査としては、「通信利用動向調査」（世帯編）がある。この調査では、「過去1年間にインターネットを利用した者」を対象に、インターネット利用目的を調査し、その中で「商品・サービスの購入・取引」の利用率を集計、公表している。ただし、商品・サービスの種類については調べていない。
- また、「家計消費状況調査」では、世帯のインターネット利用による購入額を調査しており、1か月当たりの世帯の平均購入金額を公表している。この調査は、世帯単位で集計されているが、「食料品」、「家電」などの分類ごとのインターネット利用による購入額についても分かる。

## 供給側の調査

- 米国では、財の電子商取引については、センサス局の年次卸売業調査（ANNUAL WHOLESALE TRADE SURVEY）及び年次小売業調査（ANNUAL RETAIL TRADE SURVEY）において調べている。サービスの電子商取引については、未対応である。
- カナダでは、電子商取引について、月次小売業調査及び年次の各種サービス業調査において調べている。
- EUでは、電子商取引の状況を、供給側の調査「Community survey on ICT usage in enterprises」において調べている。この調査では、サービス業も調査対象としている。

## 供給側の調査（日本）

- 日本では、供給側から電子商取引の有無及び売上（割合）を把握する調査として、「経済センサス-活動調査」及び「経済構造実態調査」があった。

（ただし、BtoCについては取引の有無及び売上（割合）を調べていたが、BtoBについては取引の有無のみを調べていた。）

- しかし、いずれについても、最新の調査では、当該調査項目が廃止されている。今後、電子商取引についてどのように把握するか、検討することが必要。

⇒ 令和4年度の総務省統計委員会担当室の調査研究「デジタルイゼーションの統計的把握に関する調査研究」において、本項目の把握について、具体的に検討。